

アンサーサービス利用規約

本アンサーサービス利用規約（以下、「本規約」）は、一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下、「FLIP コンソーシアム」）がFLIPコンソーシアムの正会員、一般会員、ユーザー会員（以下、「会員」）に対して、会員種別ごとにFLIPコンソーシアムが使用権を提供するFLIP ROSE® ProgramまたはFLIP TULIP® Programもしくはその関連プログラム（以下、「FLIP」）の使用に関する一般的な技術サポート（以下、「本アンサーサービス」）についての利用条件を定めるものです。

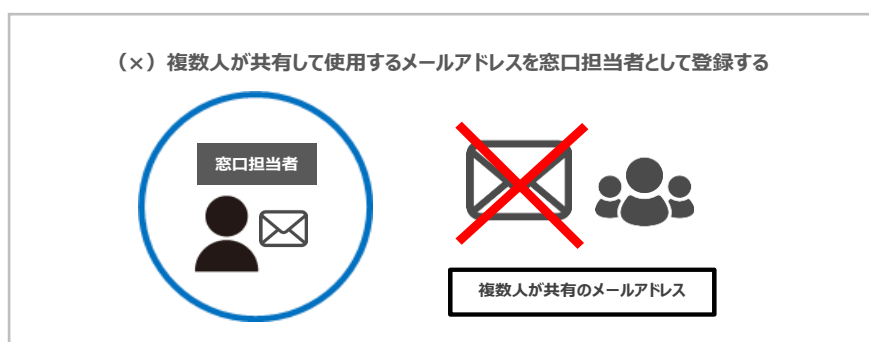
1.（本アンサーサービスの利用）

本アンサーサービスは、本規約に同意するFLIPコンソーシアムに在会中の会員のみが利用できます。なお、FLIPコンソーシアムは、会員が本アンサーサービスを利用したことで本規約に同意したものとみなし、会員は、それをあらかじめ同意の上、本アンサーサービスを利用することとします。

2.（窓口担当者の登録）

会員は、入会時にFLIPコンソーシアムに提出する入会申込書またはその他の方法にて、本アンサーサービスを利用する担当者（以下、「窓口担当者」）を以下のとおり、登録することとします。

- (1) 会員は、別途会員規約にて定める年会費を支払うことにより、1法人（または1個人）につき、1名の窓口担当者を登録することができます。
- (2) 会員が個人の場合は、会員本人を窓口担当者として登録します。
- (3) 会員が法人および団体の場合は、同一法人および団体に所属する個人を窓口担当者として登録します。
- (4) 本条（1）に定める窓口担当者の数は、別途会員規約に定める追加窓口年会費を支払うことにより、追加することができます。なお、正会員、一般会員の場合は、追加できる窓口担当者の数に上限はありませんが、ユーザー会員の場合は、会員規約に定めるユーザー会員の会員向けサービス1セットあたり最大9口まで追加することができます。
- (5) 窓口担当者のメールアドレスとして登録できるメールアドレスは、窓口担当者個人のメールアドレスに限ります。複数人が共有するメールアドレスは登録できません。



- (6) 法人または団体の会員が窓口担当者の変更を希望する場合、会員は、FLIPコンソーシアムに①FLIPコンソーシアムのホームページ内よりダウンロード可能な窓口担当者変更届または登録内容変更届を提出する、②変更内容を電子メール等で通知することにより、FLIPコンソーシアムの年度（7月1日から翌年6月30日まで）（以下、「事業年度」）内に変更回数に限りなく無償で変更することができます。

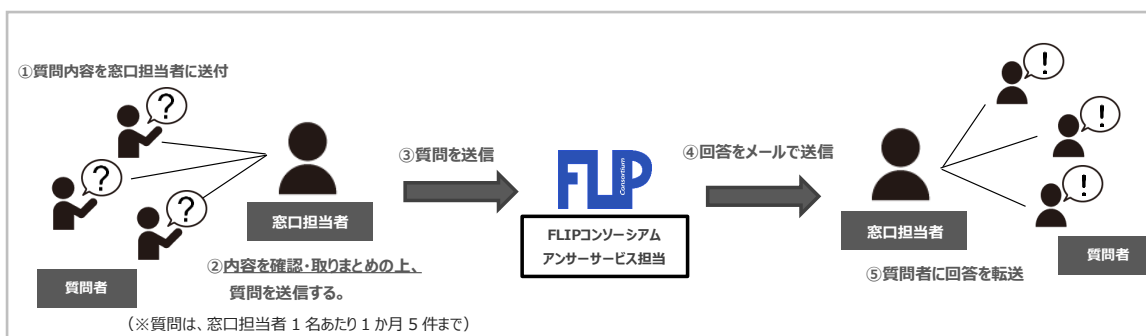
3.（期間）

本アンサーサービスは、事業年度に関係なく、会員が会員資格を有している期間中利用することができます。会員が本アンサーサービスを利用する権利は、別途会員規約に定める会員資格の喪失をもって消滅するものとします。

4. (本アンサーサービス)

FLIP コンソーシアムは、本アンサーサービスとして、会員からの FLIP の一般的な使用方法に関する技術的な問い合わせについての質問応答サービスを以下のとおり提供します。

- (1) 窓口担当者は、FLIP の一般的な使用方法に関する質問を窓口担当者 1 名あたり 1 か月 5 件まで、専用のウェブフォームまたは電子メールにより送信することができます。なお、会員が法人および団体の場合は、窓口担当者において同一法人内の質問者からの質問を取りまとめ、専用のウェブフォームまたは電子メールより FLIP コンソーシアムに質問を送信することとします。
- (2) FLIP コンソーシアムは、質問の回答を窓口担当者のメールアドレス宛てに、原則として 14 営業日以内に送ります。なお、混雑状況等により回答に時間を要する場合があります。



- (3) 本アンサーサービスの対象となる FLIP は、原則として、会員より質問を受ける際に当該会員に提供しているバージョンの FLIP のみとします。
- (4) ユーザー会員、または、会員規約にて別途定めるユーザー会員の会員向けサービスの追加セットを購入した会員は、入会もしくは追加セットの購入時または窓口担当者の変更時に本アンサーサービスの言語を英語または日本語から選択することができます。
- (5) 同一法人、団体に所属している場合であっても窓口担当者以外の質問者から本アンサーサービスに直接質問を送ることはできません。



- (6) 本アンサーサービスにおいて、FLIP コンソーシアムが回答のために必要とする情報（質問に関する問題発生時に使用した FLIP の名称およびバージョン、PC の OS やネットワーク環境、その他、FLIP 以外のソフトウェア等に関する

情報を含む)があった場合、会員はそのすべてを提供する必要があるものとし、その情報が提供されない場合、FLIP コンソーシアムの回答範囲に制限が加えられることに同意するものとします。

- (7) 本アンサーサービスへの質問内容は、FLIP の一般的な利用方法に関するものに限り、別紙「アンサーサービスのご利用方法」とおり、解析内容の妥当性、解析データの確認、解析結果の正否などの会員の個別の解析ケースに関する質問には一切回答できません。



- (8) 本アンサーサービスでは、FLIP コンソーシアムが会員に提供した FLIP によって生じたことが明らかな問題以外の質問には回答できません。会員自らが改良・機能拡張をした FLIP、または、FLIP 以外の他社製品も使用した解析に関する質問の場合、FLIP コンソーシアムが会員に提供した FLIP に起因する以外の問題は、本アンサーサービスの範囲には含まれないことを会員はあらかじめ同意の上、本アンサーサービスを利用することとします。



- (9) 本アンサーサービスは、会員において発生した問題の解決を保証するものではありません。会員は、質問に対する FLIP コンソーシアムからの回答により会員において発生した問題が解決しない場合があることをあらかじめ同意し、本アンサーサービスを利用することとします。
- (10) 会員は、本アンサーサービスへの会員からの質問内容がよくあるご質問 (Q&A) として、FLIP コンソーシアムのホームページ内、または FLIP コンソーシアムの各会員別の専用サイト (以下、「会員サイト」) 内に掲載されることがあることをあらかじめ同意し、本アンサーサービスを利用することとします。

5. (保証および免責)

- (1) FLIP コンソーシアムは、いかなる場合においても FLIP コンソーシアムの提供した本アンサーサービスの結果および回

答内容の使用により生じた会員の直接的および間接的損害（利益遺失、事業中断、情報消滅など金銭的および精神的損害を含みますがそれに限定されません）に対し、そのような損害が出る可能性を知っていたか否かに関わらず、いかなる責任も負わないものとします。

(2) FLIP コンソーシアムは、いかなる場合も本アンサーサービスの提供手段としての通信や輸送時の問題(FLIP コンソーシアム以外の事業者による情報漏洩事故や回答の不着事故などを含む)について、いかなる責任も負いません。

(3) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの都合により継続実施することができなくなった場合、会員の事前の許可および通知なしに、本アンサーサービスを中止または終了することがあります。

6. (不可抗力)

天災地変、政府の命令もしくは抑止、戦争もしくは戦争状態、労働争議もしくはストライキ（FLIP コンソーシアムの従業員が関与しているか否かを問わない）、機械の故障、火災、事故、もしくは FLIP コンソーシアムが制御できないその他の事由が発生した場合は、FLIP コンソーシアムはそれにより、直接的または間接的に起因する本アンサーサービスの履行不能、もしくは遅延に関して、責任を負いません。その場合、会員は、FLIP コンソーシアムより申し出があった場合は、本アンサーサービスの終了または一時中止に応じるものとします。

7. (個人情報の取扱い)

FLIP コンソーシアムは、4. (本アンサーサービス) の (10) に定める情報を除き、本アンサーサービスにより知り得た会員の氏名、法人名、住所、電話番号その他個人を識別することができる情報について、FLIP コンソーシアムのウェブサイト (<https://www.flip.or.jp>)内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとし、会員の同意を得た以外は第三者に開示しません。

8. (標準時)

本アンサーサービスに関して会員と FLIP コンソーシアムとの間で用いる日付および時刻は、日本標準時とします。

9. (本規約の変更)

(1) FLIP コンソーシアムは、会員の事前の許可および事前の通知なしに、本規約の内容を変更、追加または廃止等の改定を行うことができるものとします。また、万一、会員により本規約に反する行為が発生し、そのような行為を防止するために必要と FLIP コンソーシアムが判断した場合、本アンサーサービスの提供について、変更、制限または廃止等の改定が加えられることがあります。なお、改定以降に会員が本アンサーサービスの利用を継続した場合、会員は、改定後の契約に同意したものとします。

(2) FLIP コンソーシアムは、本規約の内容を変更した場合、変更後の本規約および変更された条項の通知を会員サイト内において公開するものとします。

附 則

(規定日：2019年1月18日)

(最終更新日：2019年12月2日)

以上